別紙

導入促進基本計画

１　先端設備等の導入の促進の目標

（１）地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

土岐市は、古くからの基幹産業であり全国シェアのおよそ５０％の生産量を誇る陶磁器産業を中心とした製造業がおよそ３０％を占め、卸売・小売業やサービス業等の第３次産業が６０％を占める産業構造である。

人口は平成８年の６６，６２１人をピークに減少に転じており、生産年齢人口の減少による労働力の低下、税収の減少が懸念されている中、少子高齢化も相まって人手不足、後継者不足等の要因により市内の事業所や従業員数は減少している。

土岐市では、これまでに陶磁器産業を中心とする中小企業への支援施策として、販路開拓に関する補助事業や小口融資に対する信用保証料の補給事業等、様々な事業を実施してきた経緯があるものの、依然として中小企業の人手不足や後継者不足の解消には至っておらず、特に窯業・土石製品の製造出荷額は最盛期の半分程度となっており、現状を放置すると市内の産業基盤が失われかねない状況にある。

このような中、市内の中小企業の生産性を抜本的に向上させることや前向きな投資や賃上げを後押しすることで、人手不足に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていくことは、喫緊の課題となっている。

（２）目標

　したがって土岐市では、中小企業等経営強化法第４９条第１項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、計画期間内に１５件／年間の先端設備等導入計画を認定することを市の目標とする。この計画の活用を市内中小事業者に促進することで、土岐市は県内において設備投資が活発な自治体の１つとなり、さらに経済発展していくことが期待される。

（３）労働生産性に関する目標

　これにより、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、先端設備等導入計画が認定された事業者の労働生産性が年平均３％以上向上することを目標とする。

２　先端設備等の種類

土岐市の産業は陶磁器産業を中心とする製造業の他、卸売業・小売業、サービス業等多岐に渡って多様な業種が土岐市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第７条第１項に定める先端設備等すべてとする。

ただし、本計画の目標が先端設備等の導入の促進により地域経済の発展や雇用の創出に寄与することであることから、太陽光発電設備については、主たる工場や事業所などの敷地内に設置し、その発電電力を直接商品の生産もしくは販売または役務の提供の用に供する目的で、自ら電力を消費するために設置するもののみを対象とし、単に発電電力を他社に供給し売電収入を得るための設備は対象としない。

３　先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

（１）対象地域

広く事業者の生産性向上を実現させ、土岐市の経済を活性化させるという観点から、本計画の対象区域は市内全域とする。

（２）対象業種・事業

　土岐市の産業は陶磁器産業を中心とする製造業の他、卸売業・小売業、サービス業等多岐に渡って多様な業種が土岐市の経済、雇用を支えており、生産性向上に向けたそれぞれの事業者の取り組みとしては、新商品の開発から自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進等、多様であるため、事業者の労働生産性が年平均３％以上向上すると見込まれるすべての業種・事業を対象とする。

４　計画期間

（１）導入促進基本計画の計画期間

計画期間は国が同意した日から２年間（令和５年４月１日～令和７年３月３１日）とする。

（２）先端設備等導入計画の計画期間

計画期間は３年間、４年間または５年間とする。

５　先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

　①人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

②公序良俗に反する取組や反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

　③先端設備等導入計画の認定に当たって、導入促進基本計画に適合することを確認するための追加書類の提出を求める際には中小企業者に対する過度な負担とならないよう配慮する。

　④認定を受けた中小企業者の先端設備等導入計画の実施状況を定期的に把握し、中小企業者の行った自己評価の実施状況を把握するよう努める。

（備考）

　　用紙の大きさは日本工業規格Ａ４とする。